

育休中の給付金引き上げ検討、企業に従業員への取得周知義務も

厚生労働省は、働く男性の育児休業（育休）の取得を促すため、個々の従業員への周知を企業に義務付けるとともに、育児休業給付金の額を引き上げる方向で検討し、早ければ「2021年の通常国会に改正案を提出するとのこと」です。

厚労省が発表した18年度の男性の育児休業取得率は6%と、女性の取得率82%とは対照的な数字となっています。



育休取得率を改善するため、厚労省は

- ・妻の出産が近い男性に取得を促すよう企業に義務付ける
- ・育児休業給付金（最大67%）を、出産直後1ヵ月等限定された期間に限り80%程度に引き上げる

などを検討するとのこと「です」。

給付金が上がっても現実的に取得させるのは企業として難しい...と思われるかもしれませんが、男性が育休を取得することで、助成金だけでなく会社のイメージアップ、人材採用への強みへとつながり、企業にとってもメリットがあることをしっかりと把握することが大切「です」。

これからの時代、企業側には育休をより取得しやすい環境づくりが求めらる「でしょう」。今一度、取り組み方を見直してみてもいい「かな」。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。